

第23期佐世保市農業委員会第29回総会議事録

1 開催日時 令和元年10月25日(金) 13時30分から15時10分

2 開催場所 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

| | | | |
|--------|-----------|--------|------------|
| 委員 2番 | 川上 宗康 | 委員 11番 | 近藤 誠 |
| 委員 3番 | 阿波 茂敏 | 委員 12番 | 富川 利光 |
| 委員 4番 | 長谷川 清美 | 委員 14番 | 田中 広昭 |
| 委員 5番 | 八並 秀敏(会長) | 委員 15番 | 西尾 政喜 |
| 委員 6番 | 浦 清一 | 委員 16番 | 赤木 行秀 |
| 委員 7番 | 川口 勇二 | 委員 17番 | 松永 信義(副会長) |
| 委員 8番 | 小川 徳衛 | 委員 18番 | 内野 正実 |
| 委員 9番 | 井手 源一郎 | 委員 19番 | 大宅 和子 |
| 委員 10番 | 辻 茂樹 | | |

4 欠席農業委員

1番 有馬 秀志
13番 水口 一男

5 出席推進委員(16名)

| | | | |
|-------|-------|----------|--------|
| 針尾地区 | 原 和文 | 皆瀬地区 | 山口 良行 |
| 江上地区 | 北村 憲治 | 中里地区 | 永田 富士夫 |
| 宮地区 | 坂口 要 | 相浦、九十九地区 | 伊賀崎 典正 |
| 三川内地区 | 中里 政義 | 世知原地区 | 岩佐 孝 |
| 早岐地区 | 久野 利幸 | 小佐々地区 | 松田 眞 |
| 日宇地区 | 磯本 安男 | 江迎地区 | 小川 憲人 |
| 佐世保地区 | 松永 豊吉 | 鹿町地区 | 山口 英男 |
| 柚木地区 | 宮崎 敦 | | |
| 大野地区 | 牟田 昇 | | |

6 欠席推進委員

吉井地区 近藤 博
宇久地区 菅 徳雄

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局次長 溝上 順
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第293号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第294号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について
第295号議案 非農地証明願について
第296号議案 非農地通知について
第297号議案 農用地利用集積計画（案）について
第298号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第299号議案 農用地利用配分計画（案）について
第300号議案 令和元年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について

9 会議の概要

副会長 皆様、こんにちは。佐世保市農業委員会第29回総会を開会いたします。
一、開会。①会長挨拶。

会長 皆様、こんにちは。第29回総会のご案内をしたところ、皆様には、大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。今年も秋の収穫も終了しているかと思いますが、今年は、長雨で水稻、野菜等全般においては、あまり芳しくない年になったのではと思うところです。また、台風の影響などで被害を受けられた地域の方々にもお見舞い、そして、一日も早い復興を願うところでございます。
本日は、最後までよろしく願いいたします。

副会長 ありがとうございました。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告します。本日は、1番 有馬委員、13番 水口委員から欠席の届けが出ておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告します。

また、推進委員の近藤博委員と菅委員も欠席です。

副会長 それでは、③議事録署名人については、6番 浦委員、7番 川口委員、補充として8番 小川徳衛委員にお願いします。それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 第293号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第293号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町の4筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は4筆合計757㎡です。転用目的は長屋住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、長屋住宅1棟木造2階建、延床面積573.49㎡、駐車場17台です。併用地あり。敷地全体面積は999.78㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北西に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.23m、切土最高0.21m。擁壁、防護柵を設ける。日照通風、緩衝地を設ける、幅約1m。建物高を加減、7.591m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが提出されております。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は357㎡です。転用目的は自己用住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積140.86㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、切土最高0.8m。外周は擁壁で土留めを行い、法面保護をする。日照通風、緩衝地を設ける、幅約1.85m。排水計画、雨水は側溝放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域

です。

3番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の3筆。地目は、登記畑及び田、現況休耕地。面積は3筆合計223.24㎡です。転用目的は自己用住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積112.31㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.8m。外周をコンクリートブロックで土留めを行い、また法面保護をする。日照通風、建物高を加減、7.5m程度。排水計画、雨水は側溝放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

4番、相浦、九十九地区。こちらは以前、違反転用事案として県に報告を行い、簡易手続相当の追認案件と判断されたものの追認申請になります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、大潟町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は登記上が66㎡、実測は58.70㎡です。転用目的は漁業従事者住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造2階建、建築面積87.77㎡です。併用地あり。敷地全体面積は355.87㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは大崎緑地公園から南西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画及び日照通風、昭和57年に造成済みであり、以降現在に至るまで周囲への被害は発生していないため、今後も発生する恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。資金証明書添付。顛末書添付。都市計画法関係は許可不要です。

5番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町楠泊の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は29㎡です。転用目的は住宅の増築。権利は、所有権移転売買です。施設は、既存住宅が木造2階建、建築面積102.76㎡。増築部分が木造平屋建、建築面積13.66㎡。併用地あり。敷地全体面積は140.31㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは楠泊地区交流館から西に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、4m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預金通帳写し添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

6番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町楠泊の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は92㎡です。転用目的は網干場。権利は、所有権移転売買です。施設は、漁業用網干場。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは楠泊地区交流館から西に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容

としては、造成計画、整地のみ行う。土留め工事をする。日照通風、建築物はないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。預金通帳写し添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上6件ですが、1番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、1番宮地区の案件は、大宅委員の申請代理人となっておりますので、先行して、審議いたします。大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、1番宮地区

3 番 3番の阿波です。10月23日に坂口委員と大宅委員と業者の方と現地を確認してきました。現場は、住宅に囲まれている農地です。農業を行うには不適當なところ。被害防除計画を守っていただければ問題はないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区推進委員の坂口です。阿波委員が言われたとおり問題ありません。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第293号議案の1番につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員の入室を認めます。

～大宅委員入室～

議 長 次に、2番、3番、4番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。10月22日に、伊賀崎推進委員と現地を見てまいりました。

2番と3番の案件は、先月議案として出ておりましたが、書類不備の為取下げとなり、再審議に上がった分です。現地は、昔から休耕地でありまして、周りに悪影響を与えることはないと考えてきました。4番は、大崎地区で以前建っていた建物の擁壁の部分と中庭の一部ですが、特に問題ないと見てきました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。富川委員がおっしゃったとおり、問題はありせん。よろしくをお願いします。

議 長 次に、5番、6番、小佐々地区。

16番 16番の赤木です。10月22日に松田推進委員と現地を見てまいりました。5番の現地は既存の住宅の隣と言うことで、問題はないと思います。6番ですが、5番の土地と市道を挟みまして、漁業用の網干場を作ると言うことでして、土止め工事をすることで問題は発生しないと見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松田委員 小佐々地区推進委員の松田です。赤木委員が言われた通り、問題はありせん。よろしくをお願いします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第293号議案の2番から6番につきまして、許可相当として県に進達いたします。

次に、第294号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 第294号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、ご説明します。

1番、日宇地区。土地の所在は黒髪町。地目は台帳 田、現況 畑。面積は786

m²。農地区分は農用地区域。願出人の経営状況等は記載のとおりです。参考事項といたしまして、入札期間が令和元年11月11日から令和元年11月18日午後4時までとなっております。

2番、日宇地区。土地の所在は黒髪町の3筆。地目は台帳畑及び田、現況 畑。面積は3筆合計3,059m²。農地区分は農用地区域。願出人の経営状況等は記載のとおりです。参考事項といたしまして、こちらも入札期間が令和元年11月11日から令和元年11月18日午後4時までとなっております。

この議案については、農地法第3条許可申請に準じて審議しますので、承認を得られれば、競売後の落札者による3条申請は、局長専決で許可いたします。なお、買受適格証明願については、競売に係る情報になりますので、守秘義務の徹底をお願いします。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番、日宇地区。

6 番 6番の浦です。10月20日に磯本推進委員と一緒に見てまいりました。1番2番とも、願出人は花卉農家で経営状況は大変いいものでして、問題はないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員 推進委員の磯本です。1番、2番とも浦委員の説明どおり、問題ありません。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

議 長 阿波委員。

3 番 3番、阿波です。質問ですが、競売とは数人で行うものだと考えますが、この案件を見ると適格者が一人になっていますが、そのところの状況をお聞きしたいと思います。

事 務 局 仮に、複数名適格証明願いが提出されていれば、それぞれ、適格者かどうかを審議し基準を満たす方全員に適格者として証明を行います。

入札は、適格者それぞれが行い、落札者のみが譲受人として3条申請がなされ、局長専決で許可されます。

議 長 他に質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第294議案については、証明書を交付いたします。
この案件については、守秘義務の徹底をお願いします。
次に、295議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第295号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。
1番、宇久地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、宇久町小浜の2筆。
地目はともに、登記『田』、現況『庭』。面積は、337㎡と79㎡です。
願出の理由としては、昭和26年以前より隣接地の宅地と一体利用され、庭として利用。現在も庭として利用。
参考事項としまして、こちらは、小浜漁港より北へ約120mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。
以上1件です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、宇久地区。

15番 15番の西尾です。10月21日に宇久行政センターの担当職員と現地確認を行いました。現場は、数十年前から、コンクリートで舗装していまして、庭として利用されています。特に問題はないと思います。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第295号議案については、非農地として証明書を交付することとします。
次に、第296号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第296号議案非農地通知について説明いたします。
今回の非農地通知案件は、合計で219筆、面積98,495㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

久野委員 早岐地区、久野です。三川内地区の11番、12番、13番については、まだ山林とまでは言えない状態なので、非農地ではないみたいです。

議 長 他に、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第296号議案について、11番、12番、13番を除いた案件について、非農地通知を発出することとします。

 続きまして、第297号議案 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第297号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

 利用権の設定として、宮地区1件、皆瀬地区1件、宇久地区1件の計3件。所有権の移転は、針尾地区1件、全体で4件の集積です。

 氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

 なお、宮地区の1番につきましては坂口推進委員の関連となりますので先にご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 1番宮地区の案件は、坂口委員の案件となっておりますので、先行して、審議いたします。坂口委員は一時退席をお願いします

 ～坂口委員退席～

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第297号議案の1番の案件の農用地利用集積計画を承認します。

議 長 坂口委員の入室を認めます。

～坂口委員入室～

議 長 それでは、残りの案件につきまして、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第297号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので(案)を削除してください。

続きまして、第298号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第298号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、三川内地区1件、柚木地区4件で、合計5件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

します。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第298号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

続きまして、第299号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第299号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内地区1件、柚木地区4件で、合計5件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第298号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数により、第299号議案の農用地利用配分計画については、承認されましたので、結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

次に、第300号議案令和元年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 第300号議案「令和元年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について」ご説明いたします。

これまで委員の皆様から提出いただいた意見を基に、農政対策推進検討委員会で取りまとめて、意見書の案を作成し、今回の議案として提案させていただいております。19、20ページが鑑文となります。次に21～23ページが市に対する意見書となります。要点をご説明いたします。

1、「有害鳥獣被害対策について」引き続き積極的な取り組みをお願いし、特に次

の2点について対策をお願いしたいと思います。

①「防護柵の要件緩和について」です。

近年、鹿町地区では、鹿の被害が報告されております。イノシシ用防護柵では鹿が跳び越えて耕作地へ侵入するため効果がありません。

すでに補助事業で導入している場合、同じ場所に追加しての助成が受けられないため、新たな有害鳥獣による被害防止を図るためにも、既存施設の機能向上といった新たな支援策を検討していただくことをお願いするものです。

②「捕獲対策の強化について」です。

イノシシの捕獲については、猟友会を中心に行われていますが、猟友会員の減少による人員不足で効果的な捕獲ができていない状況が見受けられますので、捕獲対策の強化をお願いするものです。

2、「担い手の育成確保対策について」です。3点提案させていただいております。

①Uターンや定年後に就農を希望する者など、新規就農者を確保できる対策とともに、技術習得や経営相談等についても必要に応じた適切な支援体制の強化をお願いするものです。

②「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等を活用して農地や水路等の維持管理の取り組みがある地域において、これらの活動を支える生産者等が高齢化により減少し、活動自体が縮小傾向にあります。

これらの事業は煩雑な事務処理が多く、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難になり、事業を取りやめる地域も出てきています。

そこで、これらの制度の事務処理を一括して行う受託組織等の仕組み作りをお願いするものです。

③認定農業者について、その経営が安定的に行われることが地域農業にとって重要であるため、経営規模拡大など、経営改善計画の達成に向け、行政等の関係機関が連携協力し、必要な指導・支援等を行うようお願いするものです。

3、「農業生産基盤（農道、水路）整備等について」です。2点、提案させていただいております。

①農道や水路については、経年劣化や大雨等で破損した際、営農活動に影響があるので、市において迅速な対応をお願いしたい。また、農道や水路の整備には、原材料の支給による地元施工での整備があるものの、1回に支給される量が限られるため、地域の状況を考慮したうえで、支給量について柔軟な配慮をお願いするものです。

②現在、農地への土砂等による埋立て等に関して、市の指導要綱により3,000㎡以上については、その審査を行うこととなっています。近年、この面積を抑えて農地改良の届け出のみがなされる案件がみられます。その施工設計で急斜面の法面がある場合があり、また、この盛土が高いと災害の発生も懸念されます。

このような案件に適切に対応するため、市の指導要綱の適用範囲を考慮していただくようお願いするものです。

4、「国土調査（地籍調査）の早期実施について」です。

農村地域においてはまだまだ十分な調査が行われておりませんので、農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。担い手への農地集積を進めるためにも農村地域の調査を実施してくださいといったものです。ここまでが、市に対する意見となります。

次に24、25ページは、国、県に対する意見を記載しております。

1、「有害鳥獣被害対策（国・県）」について、市に対する意見書と同様、次の2点について対策をお願いしたいと思います。

①「防護柵の要件緩和について」です。

鹿の被害が出てきた場合、すでに補助事業で導入している場合、同じ場所に追加しての助成が受けられないため、新たな有害鳥獣による被害防止を図るためにも、既存施設の機能向上といった新たな支援策を検討していただくことをお願いするものです。

②「捕獲対策の強化について」です。

イノシシの捕獲については、猟友会を中心に行われていますが、猟友会員の減少による人員不足で効果的な捕獲ができていない状況が見受けられますので、捕獲対策の強化をお願いするものです。

2、「担い手の育成確保対策について（国・県）」です。

Uターンや定年後に就農を希望する者など、新規就農者を確保できる対策とともに、技術習得や経営相談等についても必要に応じた適切な支援体制の強化をお願いするものです。

3、「認定農業者に対する支援（国・県）」についてです。

経営が安定的に行われることが地域農業にとって重要であるため、経営規模拡大など、経営改善計画の達成に向け、行政等の関係機関が連携協力のうえ、必要な指導・支援等を行うようお願いするものです。

4、「中山間地域等直接支払交付金事業等に伴う事務負担の軽減について（国・県）」です。

「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等については、その手続き事務等を行う者が高齢化等により退任した場合、事業が継続していかない等の事例も出始めています。

これらの事業は煩雑な事務処理が多く、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難になり、事業を取りやめる地域も出てきています。

これらの制度の事務処理を一括して行う受託組織等の仕組み作りをお願いするものです。

5、「利用状況調査の見直し（調査機関の弾力化）（国）」についてです。

農地の利用状況調査は毎年7～8月を中心に調査を行っていますが、夏場の暑い時期であるため、健康上及びマムシ、ハチ、マダニ等による被害を考慮すると、気温が下がった時期がいいのではないかとということで、期間を弾力的に実施できるよう調査時期の見直しを要望するものです。

6、「国土調査（地籍調査）の早期実施（国・県）」については、

農村地域においてはまだまだ十分な調査が行われておりませんので、担い手への農地集積を進めるためにも農村地域の調査を実施してくださいといったものです。

国・県においても予算措置や農業施策側からの取り組みについて対応いただくようお願いするものです。

7、農地利用最適化交付金制度について（国・県）について

農地利用最適化交付金は活動実績及び成果実績に応じて交付されますが、このうち成果実績については、大規模な基盤整備等によりまとまった集積がない年には、成果実績が基準を満たさない場合があるなど、年によって大きな開きが出てきます。

また、農業委員、推進委員の皆様様の地道な活動の積み重ねが反映されにくく、活動がその年の成果に直接つながるケースが少ない傾向にあります。

このため、成果実績は廃止し、農業委員、推進委員の皆様様の活動実績を重点化するよう制度の改善を図っていただきたいという内容です。

市に対する意見書につきましては、会長から市長に直接要望書を提出するよう、日程調整を行いますので、決定しましたらお知らせいたします。

その際は、農政対策推進検討委員の皆様は、出席方よろしく願いいたします。

国・県に対する要望については、県農業会議が県内の意見を取りまとめたうえで、意見書を提出することとなりますので、申し添えます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数により、第300号議案の令和元年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）については、承認されましたので（案）を削除してください。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年9月19日、24日、10月4日、付局長専決事項として、日宇地区2件、大野地区2件、中里地区1件の計5件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による局長専決受理報告について事務局からの説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年9月19日、10月3日、10月11日、付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区2件、中里地区1件、相浦・九十九地区1件の計5件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、報告3 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明します。

相浦、九十九地区において、先月の第28回総会案件について取下申立書が2件提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、中里地区1件、小佐々地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、宮地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局お願いします。

事 務 局 【農地利用最適化業務について】
【活動報告書の提出状況について】
【全国農業新聞加入促進について】

【人・農地プランの今後の進め方について】

議 長 これをもちまして本日の総会を閉じたいと思います。副会長の挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議いただき、ありがとうございました。これをも
ちまして、第29回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。